

令和7年度（第6回）
社会教育委員会議 議事資料

目 次

協議事項

- (1)障がいのある方も共に学べる社会教育事業の推進について
 - 志方公民館の取り組み P. 1
 - 別府公民館の取り組み P. 2
 - 陵南公民館の取り組み P. 3

- (2)今後の家庭教育啓発に向けて P. 4

- (3)令和8年度社会教育委員活動計画について P. 6

障がいのある方も共に学べる社会教育事業の推進について

志方公民館

志方公民館の取り組み

1. 高齢者大学手話サークル活動

(活動をはじめた経緯)

手話を勉強している学生が高齢者大学へ入学したことをきっかけに、平成27年に活動を開始した。

(活動の主旨)

手話がより身近なものになるよう、参加者たちが楽しみながら、地域に根ざした活動を行う。

(活動の状況)

毎週土曜日 13:00～15:00 に研修室で活動

会員数は20人

手話ボランティアが活動内容を企画実施

具体的な活動内容は次のとおり

手話の読み取り、手話による文章表現、手話によるさまざまな事柄の表現(好きな食べ物、野菜と果物、ある言葉の反対語、都道府県)、ビンゴゲーム等
聴覚障がいの方も実際に参加、交流している。



2. 放課後子ども教室事業での実施

(活動の主旨)

高齢者大学手話サークルが活動していることに鑑み、大人だけでなく子どもたちにも、手話を身近なものとして親しむ機会を提供する。

(活動の状況)

夏休み期間中に3回コースを実施

申込者は6人(小学1年～5年)、参加者延べ人数9人

令和7年度の活動内容は次のとおり

8月2日(土):手話で自己紹介をする練習

8月9日(土):手話で誕生日と年齢を表現する練習

8月30日(土):「世界に一つだけの花」を手話で表現する練習

3. 今後の展開について(令和8年度より主催事業として実施予定)

(主催事業として実施する経緯や活動予定内容等)

当該手話サークルは、志公大学のクラブ活動の一環として活動してきたが、大学の学生以外の参加者が見込まれるため、主催事業への移行を予定している。

活動については参加者の意向を踏まえ、これまでと同様の内容を継続する。

障がいのある方も共に学べる社会教育事業の推進について

別府公民館

「東はりまチャンゴサークル」の活動について

1 東はりまチャンゴサークルについて

- ・チャンゴの起源は朝鮮半島の農民の生活と深く結びついたもので、豊作祈願の際の「農楽」において、テンポやリズムをリードするための重要な砂時計型の打楽器がチャンゴである。
- ・サークルは知的障がいを持つこどもの保護者が2019年に立ち上げられ、定期的に活動されている。

2 本館で活動を始められた経緯

3年前、チャンゴ練習を行うにあたり、大きな音を出しても大丈夫な広い練習場所を探されていた。その時に本館を訪ねられ、最適な環境であると判断されて活動が始まった。

その後、3年間当館が「公民館地域活動支援団体認定」の認定を行い、地域にも貢献しながら活動を続けられている。

3 活動の目的

- ・チャンゴ活動が参加者の居場所となっており、打楽器を演奏し音楽を楽しむ。
- ・仲間と気持ちを合わせて演奏することで協調性や忍耐力を育てる。
- ・チャンゴを通じて異文化交流や障がい者への理解を促進する。
- ・見ている人も演奏している人も共に楽しめるチャンゴの魅力を多くの人に知ってもらいたい。
- ・地域のイベントへの出演等により、相互理解を深めながら、自己肯定感を高める。

4 本館での活動状況

- ・毎月1～2回の大ホールでのサークル活動。
- ・別府町秋風交流フェスティバルに出演を依頼し、出演いただいた。また、本年度の同フェスティバルにおいて、盆踊り団体の踊りの輪に積極的に参加することで、交流しながら和やかな雰囲気を作り上げてくれた。



5 今後の活動について(令和8年度も公民館地域活動支援団体認定申請予定)

令和8年度も本館において活動を希望されており、様々な機会の交流を通じて、地域での存在感が確かなものとなるように本館も協力していきたい。



ハートフル 大人の新喜劇

毎年大好評の「スチャカ子ども新喜劇」の大人版！
性別・国籍・人種・障がいのあるなしに関係なく参加出来る
2025年も絶好調の『完全バリアフリー型』新喜劇！



誰でも参加できる「体験新喜劇」を通して
皆さんも一緒にたくさんの方に笑いを届けませんか？プロの放送作家が笑いのツボを楽しくていねいに指導します！もちろん初心者大歓迎！



1 実施の経緯

元々、市内の障がい者をサポートする団体が自主運営しながら市内で活動していたが、継続することが難しくなり、相談を受けたことをきっかけに、令和5年度から「ハートフル大人の新喜劇」と題して、公民館の主催事業として実施している。

(参考)新喜劇の様子



2 具体的な活動内容

全5回の継続講座で、講師が作成した劇の台本に沿って役割分担を行い、最終回の発表へ向けて参加者で新喜劇を完成させることと、個人の芸(モノマネ・歌・ダンス等)も発表するためそれらの練習を行う。

3 活動の趣旨・効果

本講座は参加者が新喜劇を通して自己表現力を高め、障がい者と健常者が演劇を通じて交流する機会を提供している。プロの放送作家である講師による笑いのツボを押さえた楽しく丁寧な指導のおかげで、発表会ではそれぞれの個性を生かし、アドリブを用いながら役になりきることが出来ている。会場には笑いが起き、温かい雰囲気の中で、参加者と来場者の一体感が醸成されている。また、一人ずつ特技などの個人芸を披露する出番もあることで、普段人前に立って発表等をする機会がなく、上手く自己表現ができない方にとっても、講師や周りのサポートを受けながら、各々の役割を果たし、自信を身に着ける貴重な場となっている。

4 今後について

令和8年度も主催講座として実施する予定であり、色々な立場で参加いただいた方がチャレンジできるような環境を整え、いい機会の場を作りつづけたい。

今後の家庭教育啓発に向けて

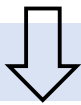
【令和7年度社会教育委員会議から】

1 第2回（令和7年6月27日）

家庭教育の推進（家庭教育の現状、取組状況、課題）

《委員からの意見》

- ・支援してほしい人のニーズを把握することではじめて、支援の方法が検討できる。
- ・不登校やスマホなど保護者の悩みは多い。
- ・経済的に苦しい家庭がある。



家庭教育に関する保護者アンケートの実施（8月12日～9月12日）



2 第3回（令和7年8月28日）

地域と家庭教育の連携について（アンケート中間報告、地域との連携）

《委員からの意見》

- ・地域で参加する活動が減っている。地域で非日常的な体験をする機会づくりが必要。
- ・スマホの使い方が家庭教育の大きな問題となっている。
- ・相談できる人が身近にいるという環境が必要。
- ・どのようなこどもがいるのか把握することは個人情報の問題もあり難しい。
- ・PTAや少年団は、役員が減り、家庭教育の意識が下がっている。共働き世帯が増えているからこそ、家庭教育の学びは必要であり、研修会に参加してほしい。
- ・こどもを外出させない親が増えている。
- ・三世帯で生活している家庭が多い地域は、地域力が高い。
- ・民生委員や家庭相談センター、福祉施設など福祉部、こども部、教育委員会など担当する部署が異なっている。複数の部署が集まって、情報共有し、既存の取組を活用する手法が良い。
- ・家庭に格差があり、家庭状況の良否が判断できない。モデルケースを提示する手法が良い。
- ・あいさつが地域力向上につながる。
- ・元気な高齢者が、こどもたちのお手本となる社会になれば良い。
- ・命を守るために地域でできることをテーマに学習すれば、地域力が向上する。
- ・話し合いができる人間関係や場所が必要。

3 第4回（令和7年10月28日）

家庭教育に関する保護者アンケートの実施結果について

《委員からの意見》

- ・ほとんどが共働き世帯となっており、子どもと関わる時間が減っている。
- ・アンケート結果から、中学生になると子どもを褒めることが減っている。子どもと距離を置いてしまって、関わっていない状況が感じられる。
- ・親が関われないところを、地域やボランティア等の力が必要。
- ・2022年の民法改正で児童の懲戒権がなくなり、しつけの方法も変化している。
- ・コロナ禍前後で、コミュニケーションの取り方も変化している。
- ・もう少し、子どもたちに任せて子どもの成長を促すことも必要。子ども自身が成長する力は大きい。子どもたちの成長も併せて考えていくことが必要。
- ・自分で考え、発言し、話し合う授業が増えていることとSNSなど動画の普及により、今の子どもたちは、受け答えが上手になっている。
- ・加古川市の児童の自己肯定感は全国と比較して高い。親の自己肯定感も高めなければいけない。
- ・相談場所について、公共の機関はハードルが高く、気軽に相談できる場所がないとあるが、加古川市はスクールソーシャルワーカーを置いている。中間役として、スクールソーシャルワーカーの役割が重要。
- ・家庭教育は、社会教育、学校教育も一体となって進めていくことが重要。

4 家庭教育啓発に向けて

保護者の負担を減らしながらも、学習機会は必要。

(1) 地域との連携

- ・地域との関わりが減っている。地域と一緒に、子どもを育てる場が必要。

(2) 関係機関との連携

- ・福祉部、子ども部など関係部署、県等行政機関、学校、民間機関等の情報を調査し、情報共有をして、既存の活動での連携を図る。



《具体的取組（案）》

子ども食堂（地域、ボランティア、子ども部、社会福祉協議会）を活用し、家庭教育のヒント（食育、読書活動など）を掲示することで、家庭教育について考えるきっかけをつくるとともに、保護者や参加者同士の交流を図る。（交流の場、気軽な相談場所）

令和8年度社会教育委員活動計画(案)について

スケジュール(案)

回	時期	内容
第1回	4月	・令和8年度社会教育委員活動計画(案)について ・各課事業の推進について (各課より令和8年度の予算や事業について説明)
第2回	6月	・社会教育施設の運営について (社会教育施設の利用状況や事業について説明) ・社会教育事業の推進について
第3回	8月	・社会教育事業の推進について
第4回	11月	・社会教育事業の推進について
第5回	2月	・社会教育事業の推進について

(参考)

令和7年度社会教育委員活動計画

1 内容

すべての住民が生涯学習の機会を持つことができる社会教育事業の展開に向けた方策について、協議を行う。令和7年度は、学校教育と社会教育の連携事業として、公民館において実施する部活動地域展開関連事業の報告を行う。また、すべての教育の出発点である家庭において、保護者が自信を持ち、安心して子育てをすることができるよう社会全体での取り組みを進めるため、本市の家庭教育の推進方策や地域との連携方策等について協議を行う。

2 スケジュール

回	時期	内容
第1回	4月	・令和7年度社会教育委員活動計画(案)について ・各課事業の推進について
第2回	6月	・社会教育施設の運営について ・家庭教育の推進について
第3回	8月	・地域と家庭教育の連携について ・社会教育施設の運営について
第4回	10月	・社会教育委員の役割について ・各課事業の推進について
第5回	12月	・社会教育と学校教育の連携について ・読書活動の推進について
第6回	2月	・障がいのある方も共に学べる社会教育事業の推進について ・令和8年度社会教育委員活動計画について